

平成 24 年度 第 5 回税制調査会議事録

日 時：平成 24 年 11 月 9 日（金）17 時 30 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○大久保財務副大臣

それでは、ただいまから税制調査会を開催いたします。

前回の全体会合で確認していただきましたとおり、今日から税制抜本改革法や過去の税制改正大綱で検討課題と整理されてきた項目について、順次議論をしていただきたいと思います。

本日は、第 1 回目として所得税の税率構造及び相続税・贈与税の見直し、金融所得課税及び事業承継税制という 3 つの項目について審議を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、カメラの退場をお願いします。

（カメラ退室）

○大久保財務副大臣

よろしいでしょうか。それでは、所得税の税率構造及び相続税・贈与税の見直しについて議論を行います。

本件は、昨年度政府税調で成案をまとめましたが、税制抜本改革法の国会審議の過程で三党による協議が行われ、法案が修正されましたので合意に至ったものであります。

まずは、これまでの経緯について事務方からの説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○井上財務上主税局税制第一課長

財務省の税制一課長です。「所得税の税率構造の見直しについて」という資料がお手元の一番上にあります。これに沿って、これまでの経緯を簡潔に御説明します。

1 ページをお開きいただければと思います。

昨年末に政府及び党で御議論いただきまして、決定が行われて、年明けの 2 月 17 日に閣議決定となりました一体改革大綱の個人課税部分です。

下線を中心に御紹介いたしますと、所得税について、昭和 60 年代以降、税率構造の大幅な累進緩和を実施してきました。

他方で、平均的な所得水準が下落して、こうした中で、下線部分ですが、特に高い所得階層の割合は近年むしろ高まっており、格差が拡大する傾向が見られる。

このように所得構造が変化する一方で、税率構造の累進性が低下したままなので、所得税による所得再分配機能は近年低下している。

その下の下線部ですが、高い所得階層に負担を求めるなど、所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要があります。

下の方ですが、一方で、消費税率の引上げや復興特別所得税による負担増も併せ考えれば、幅広い所得層に対して負担増を求めることは、慎重に考えるべきと。

したがって、今回特に高い所得階層に絞って一定の負担増を求めることとするということで、具体的な内容として、次の2ページですが、同じ大綱の第4章です。一番上ですが、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設けるということで、下に図がありますが、ちなみに5,000万円超と言いますと、約1.4万人、給与所得者の0.03%です。

この案を法案に盛り込んで提出が行われて、その後、国会審議、それから三党での御協議が行われました。

次の3ページです。

平成24年6月15日、税関係協議結果、これがいわゆる税についての三党合意です。

こちらで所得税に係る規定は削除するが、最高税率の引上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき、平成25年度改正において必要な法制上の措置を講ずる旨の決定を附則に設けるということで、この下にあります、税制抜本改革法の附則第20条というものが、新たに国会修正で設けられまして、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされています。

上に戻りまして、4行目からですが、具体化に当たっては、今回の政府案、課税所得5,000万円超について45%、及び、協議の過程における公明党の提案、課税所得3,000万円超について45%、課税所得5,000万円超について50%を踏まえつつ検討を進めるということが三党の合意で決まっております。

4ページですが、その後、参議院の一体特委の質疑におきまして、御答弁ですが、野田総理大臣からは、私どもの政府案もありましたと、先ほどの公明党案もあります。そうしたものを踏まえて検討させていただきますと御答弁があります。

自民党の提案者の野田毅先生からですが、所得税法改正案附則、これは、いわゆる自民党時代の104条というものですが、こちらでも方向性は出しております。累進度を高めるという方向を既に出しておりますと御答弁されております。

公明党の竹内先生、一番下ですが、課税所得3,000万円超で45%、5,000万円超で50%という公明党の御主張、これをこれからの税制改正に当たっても同様の主張をするつもりですという御答弁です。

最後の5ページですが、政府案、それから公明党案をもう一度図示しています。三党合意で、これらを踏まえつつ検討というふうにされているものです。

これまでの経緯は、以上です。

○大久保財務副大臣

次に、相続税の関係をお願いします。

○中村財務省主税局主税企画官

続きまして、相続税・贈与税について御説明申し上げます。お手元の「相続税・贈

与税の見直しについて」という資料があります。

目次を飛ばしていただいて1 ページ目ですが、昨年2月に、これも閣議決定されました社会保障・税一体改革の大綱の中身です。

まず、冒頭のところで資産課税についての見直しの趣旨が書かれています。相続税は基礎控除がバブル期の地価急騰に伴い引き上げられてきた後、地価が下落しても据え置かれているため、課税ベースが著しく縮小している。また、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能も低下していると記されています。

こうした状況を踏まえまして、平成23年度税制改正法案に相続税・贈与税の見直しが盛り込まれましたが、段落を1つ飛ばしていただいて第3段落ですが、平成23年度税制改正案は、国会での審議の結果、見送られることとなった。本改正事項について、課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものことから、今般の一体改革の中で、その実現を図るとされました。

2 ページ目、簡単に最近の相続税の状況について御説明いたします。

2本折れ線グラフがあります。下の方、これは課税割合ですが、すなわち100人の方がお亡くなりになって、うち何人のケースで相続税が発生するかを示しているものです。

グラフにありますとおり、昭和62年には100人中8件でしたが、現在は100人中約4件に低下しております。

逆に申し上げますと、現在では100人お亡くなりになって、96人のケースでは相続税は発生していないということになります。

上の折れ線グラフですが、これは、今申し上げた100人中相続税を納めた4件のケースで、平均すると税率は何パーセントであったかを示しております。

平成3年には22%でしたが、足元では11%に低下しております。相続税率ではよく最高税率が話題になっていますが、実際にかかっている税率を平均しますと11%ということです。

このように現在の相続税は、100人中96ケースでは発生いたしません。発生する4件でも税率は平均すると11%、これが現在の相続税の状況で、おととしの政府税調において、やはり格差是正機能の強化が必要ではないかという方針を御議論いただいたところです。

3 ページ目、このように格差是正機能が弱まってしまった原因の1つです。ここでは、地価と基礎控除の関係を示しております。基礎控除と申しますのは、課税財産から差し引く額のことです。これが例えば5,000万円になると、2億円の財産を相続した場合、課税対象となるのは2億円から5,000万円を引いた1億5,000万円になります。つまり、この基礎控除が大きければ大きいほど、負担が軽くなるというものです。

地価については、グラフに示されているとおり、昭和50年代からバブルを迎えまし

て平成3年にピークを迎えました。それに伴いまして、折れ線の方ですが、基礎控除額も2,000万円、4,000万円、4,800万円、5,000万円と後を追うように引上げられています。

この結果、地価上昇に伴う負担増は軽減されてまいりました。その後、バブルが崩壊し、地価は低下の一途をたどり、現在はピーク時の3分の1から4分の1の水準です。

地価が上がれば基礎控除も上げ、地価が下がれば基礎控除も下げるのが基本的な姿ですが、基礎控除の方は、地価が下がったにもかかわらず、据え置かれたもので、この点は、地価がバブル前の水準に下がった以上、基礎控除もバブル前の水準に戻すべきであるというのが税調で御議論いただきました方針でした。

4ページ目です。

以上のような方針の下で、4ページ以降が、おとし、昨年と税調で御議論いただいた政府案の内容です。

基礎控除については、現行の5,000万円プラス1,000万円掛ける法定相続人数を3,000万円プラス600万円掛ける法定相続人数に見直すとしています。

この3,000万円という水準は、地価物価が現在とほぼ同じ水準であったバブル前の昭和50年代当時の基礎控除に合わせた水準です。

また、下の税率構造の見直しですが、最高税率は、以前は75%あったものを平成15年に50%まで下げましたが、今回、格差是正機能強化ということで、今回の見直し案では、下のグラフにありますとおり、住民税と合わせた所得税率と同様に55%に引上げる内容となっております。

下の5ページです。これは、相続税に係るその他の見直しです。

上に記載していますのは、死亡保険金に係る非課税措置の見直しです。

死亡保険金については、現在、法定相続人の人数に応じて、500万円まで相続税が非課税となっておりますが、この措置について、非課税措置の範囲を未成年者、障害者、被相続人と生計を一にする者に該当する法定相続人の数に縮減することとしております。

下に記載していますのは、未成年者、障害者の控除の見直しです。未成年者、障害者控除の見直しについては、それぞれ一定の控除額が現在設けられていますが、その水準をそれぞれ1年当たり6万円から10万円に引上げ、保護を手厚くしようということです。

6ページが贈与税の見直しです。趣旨はこの四角にあるとおり、高齢者の保有する資産をよりスピーディに若い世代に移転させ、消費拡大、経済活性化につなげようというもので、これは相続税の見直しと一体のもので、

高齢者の方が所有している資産を子供に残すには、生前贈与あるいは死亡時の相続のいずれかになります。

税調では、相続税のハードルを高く上げれば、生前贈与を行う方は増えることになりませんが、更に贈与税を緩和することで、一体として一層の世代の移転を促そうという御議論をいただきました。

具体的には、上にあるとおり、税率構造を見直しまして、最高税率を相続税と合わせて55%とする一方で、お子様やお孫様への贈与については、点線で示したとおり、引下げを行い、親から子、孫への贈与を促進させようというものです。

また、下は相続時精算課税制度についての見直しです。これは、贈与を毎年行いますと、結果として税負担が増えてしまうケースも多いことから、これをまとめて相続時に一括して相続税として精算する。

つまり贈与税の世界で分割払いよりもお得な一括精算の制度を設けることで、生前贈与を促進させるという趣旨です。

この相続時精算課税制度につきまして、受け取る方も対象範囲を、お孫さんを加えることで広げて、また、渡す方も65歳から60歳ということで年齢の対象範囲を拡大し、使い勝手を良くしようというものです。

最後の7ページです。

ここでは、今年6月の三党協議結果と、税制抜本改革法に定められている今後の見直しの方針を載せています。

ポイントは2つございまして、1つは下線にありますとおり、25年度改正において必要な法制上の措置を講じる。

もう一つですが、ただいま御説明した今回の政府案を踏まえまして検討を進めるといふこと、これが三党協議の結果となっております。

以上です。

○大久保財務副大臣

以上で事務方からの説明は、よろしいでしょうか。

それでは、本件について三党合意の経緯を踏まえる必要があり、海江田民主党税制調査会筆頭副会長から御発言を求められるとお聞きしていますので、海江田先生、よろしくお願ひします。

○海江田民主党税制調査会筆頭副会長

それでは、発言を求めます。党税調の立場から一言、政府税調の皆様方に要請を申し上げます。

まず、税制抜本改革法の積み残しです、最高税率等の所得税、それから相続税・贈与税等の資産課税の見直しについては、ただいま事務方から説明があったとおり、政府税調では、昨年この場での議論を通じ、抜本改正案をまとめられ、その後、我々党側が協議した結果、25年度税制改正で法制上の措置を講ずる。それから、今回の政府案を踏まえつつ検討を進めると、6月に三党で合意したところです。

以上を踏まえ、本件については、この原案で速やかに取扱いを党税調に委ねていた

だき、我々党税調が三党協議など再開できるようお願いしたいと思います。

それから、この後に議論が予定されていますが、まとめて発言をさせていただきますが、金融所得課税や事業承継税制についても、税制抜本改革法第7条において所得税、資産課税に関連して、金融所得課税について平成26年1月から20%の本則課税を適用する前提の下、平成24年度中に課税の一体化の検討をすることが第2号のイに書かれています。

それから、事業承継税制については、相続税の税率構造等の見直しに合わせて見直しを行うことが第4号のイにそれぞれ規定されております。

よって、できるだけ早期に党税調が具体案を共有できるよう、政府税調における検討をよろしくお願い申し上げます。

特に事業承継税制については、三党協議等において、所得税、資産課税への見直しの議論を進める際に、セットで対応していく必要があるので検討を急ぐよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○大久保財務副大臣

それでは、先ほどの海江田民主党税制調査会筆頭副会長からの発言を踏まえ、本件の取扱いに関しては、党税制調査会に委ねることとし、その後の協議状況については、海江田先生ないし中野先生から適宜のタイミングで御報告をいただくことを考えています。

このような考え方でよろしいでしょうか。

○海江田民主党税制調査会筆頭副会長

ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

それでは、次にいきたいと思えます。

引き続き、金融所得課税について改めて金融庁の考え方を御説明いただいた上で、引き続き税制当局としての考え方を網屋政務官に御説明いただき、その上で委員の皆様へ審議をいただきたいと思えます。

それでは、前川副大臣より金融庁の考え方について説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○前川内閣府副大臣

今日は、場所を移動しなくていいそうです。この場所から御報告申し上げます。

今、海江田先生のお話にもありましたが、金融庁としましては、金融所得課税について御説明を申し上げます。

まず、お手元の1ページの資料を御覧ください。

10月23日のヒアリングでも申し上げましたとおり、金融所得税制の抜本的な見直しは、金融庁の要望の大きな柱となっています。

具体的には、日本版 ISA の恒久化と、金融所得課税の一体化を要望しております。

本日は、先般の説明に幾つかの補足を加えつつ、金融庁の考え方を詳しく御報告させていただきます。

資料の 4 ページを御覧ください。

まず、日本版 ISA の恒久化について申し上げます。日本再生戦略では、国内外の資産への長期分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から、日本版 ISA について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが閣議決定されています。

これを踏まえ、金融庁としましては、恒久化や利用手続の簡素化を要望いたします。

5 ページを御覧ください。

先日、この場で網屋財務大臣政務官からもお話がありましたが、現在、個人投資家の 8 割以上は年収が 1,000 万円未満となっています。

証券投資を行っているのは一般の家計であることを、まず、申し上げておきたいと思えます。

6 ページを御覧ください。

一般に安定的な資産形成を行うには、複数の商品投資を行い、投資対象の分散を図ることに加え、長期間にこつこつと買付けを継続することで、時点の分散を図ることが重要とされています。

このページの黒い線のグラフは、日本を含む先進国の株価を合成した円建ての株価指数であり、株式の国際分散投資を行う際のベンチマークとして広く知られているものです。この株価指数を基に、時点の分散を図って投資を行うとどうなるかを試算しました。

具体的には、毎年末に一定額ずつ買付けを行い、それぞれの買付けから 5 年後に売却するという想定で、その買付け期間が 3 年だけの場合と、20 年間の場合との投資、リターンをお示ししています。

例えば、赤い 3 年間買付けのグラフの 1978 年のところを御覧いただきますと、約マイナス 20% となっています。これは、1971 年、72 年、73 年の 3 年間の各年末に同額ずつの買付けを行い、それぞれ 5 年後に売却した場合、すなわち 1978 年に売却を終えた場合には、最終的な投資のリターンが約 20% の損失になってしまったことを示しています。

現行の日本版 ISA のように、買付け期間を 3 年間だけとすると、赤いグラフが示すとおり、その時々々の市況の影響を受け、リターンが赤字のケースが幾つもあります。

一方、20 年間といった長期にわたって、毎年こつこつと買付けを継続する投資手法をとっていれば、青いグラフが示すように、リーマンショックなどがあっても安定した投資リターンが得られています。株式投資は成長マネーの供給を意味しますが、一

方で投資を短期間に行うとリターンがマイナスになり、資産形成にはつながらない場合もあります。しかしながら、こつこつと買付けを継続する投資手法なら、その買付け期間が長ければ、長いほど一般にリターンは安定していく傾向があります。

日本版 ISA の恒久化は、正にそうした投資手法を視野に入れた要望です。日本版 ISA の恒久化により、長期にわたる継続投資を行う家計を増やせば、成長マネーの供給と安定した資産形成と両立させることが可能になるものと考えています。

7 ページを御覧ください。

家計所帯が金融資産を保有する目的を見ますと、病気や不時の災害への備え、老後の生活資金、子供の教育資金といった将来に備えた保有目的が常に上位を占めています。

先日の説明でも申し上げましたが、幅広い家計が自助努力により、将来の備えを進めていくことで、支援もできれば、結果的に将来的な公的負担の軽減にもつながっていくものと考えられます。

なお、租税特別措置一般については、平成 22 年度税制改正大綱において、原則として 3 年以下の期限を付すとされていることは承知していますが、原則には例外もあります。現におととしも特定寄附信託の恒久化が認められています。短期間で廃止される制度では金融機関は割に合わないシステム投資を見送るおそれがあります。せっかく導入した制度が活用されないという事態を防ぐためにも、日本版 ISA の特性や重要性などを総合的に勘案した判断が必要であると考えています。

是非、税制調査会の先生方には、こうした点について特段の御理解をお願い申し上げます。

8 ページを御覧ください。

最後に金融資産課税の一体化について申し上げます。公社債等を損益通算範囲に含めていただくことは、金融所得課税の一体化に向けた重要なステップとなります。

現在、投資家は株式や公社債といった伝統的な商品に限らず、様々な金融商品に投資を行うことが可能です。こうした投資は、いずれも金融取引であり、取引全体として利益が生じている場合に、初めて課税されるべきであると考えています。

また、商品先物などのデリバティブ取引については、株式が公社債と損益通算ができるようになれば、総合的な取引所の実現のための大きな推進力になると考えています。

どうか、幅広い金融商品を損益通算範囲に含めていただくよう、御検討をお願い申し上げます。

金融庁からの説明は、以上です。御清聴ありがとうございました。

○大久保財務副大臣

それでは、次に網屋政務官から税制当局としての考え方について御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○網屋財務大臣政務官

それでは、お手元に財務省からの「金融所得課税について」という資料がありますので、御覧いただきたいと思います。

今の前川副大臣のお話、本当にそのとおりだなと思いながら、我々なりの考え方を少し入れさせていただいています。

1 ページを御覧いただきますと、今年の2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱及び下の方の税制抜本改革法というのがありまして、社会保障・税一体改革大綱の中では、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める必要があるという、まず大きな方針を示しながら、高額な譲渡所得等を得ている者に軽減税率が適用されることが問題であるとの指摘があるということ踏まえ、現在、法律で決められている10%の軽減税率を平成26年1月から20%の本則税率とする措置と、それと同時にいわゆる日本版のISAを平成26年1月から導入するという措置については、経済金融情勢が急変しない限りは確実に実施していただきたいと思います。

これが円滑にいけるように関係府省は、証券会社、銀行とともに所要の準備を進めるということもなされております。

また、先ほどお話がありました通算の問題でも税制抜本改革法におきまして、上場株式等に20%の本則の税率を適用するのであればということで、24年度中に公社債に対する課税方式の変更、損益通算の範囲の拡大をするということも同時に決められていますし、また、一番最後の方に、野田総理大臣の答弁でも証券優遇税制は、平成26年の1月から本則の20%に戻すことになっていると、消費税を上げる前に、その実施は十分可能というか、当然これは前提として進めていきたいというような答弁をされているのを、まず、御理解をいただきたいと思います。

それをもって、まず、主な金融商品の税率というのが2ページ目に出ています。

全体の大きな方針としては、税負担に左右されずに金融商品が選択できるように、税率の課税方式を均衡化することが適当であるということ。

それから、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に、あっち行ったり、こっち行ったりということで加工が可能になっていることを税率などの課税方式を均衡化することで公正・中立・簡素という3つの点から変えていきたいということを考えているということです。

今般の法律で既に定めていますが、証券優遇税制を廃止し、上場株式にかかる税率を20%にすると、これによって公社債などの他の金融商品との間で税率が均衡化するというので、金融所得課税は更なる一体化の検討が可能になってきたと。

この前提に基づいて公社債等については、企業が資金を調達しておくという意味では、株式も同じような類似性を持っているのが1つ。

それから、個人の投資対象としてだんだん一般化してきていると、こういった事実に着目して課税方式を見直した上で、損益通算の対象とすることを検討してはどうか

と考えております。

また、今、取引所の統合等々もあり、今度はオプションについての考え方を少しお話しさせていただきたいと、先物オプションです。

3 ページを御覧ください。

先物取引についての課税関係についてまとめています。商品の先物、金融デリバティブ、オプション、それからいわゆる証券化したカバードワラントとか、そういったもの。

これは、従来の取引所取引の場合は、雑所得等として 20%の申告分離課税と、店頭取引の場合には、総合課税となっていると。

これを 23 年度の改正において、金融商品間の課税の中立性を高める観点から、店頭取引においても 20%の申告分離課税とした上で、両者の通算及び損益の 3 年間の繰越控除を可能として、今年からこれが始まったというところです。

今回、税制の抜本改革法に基づいて、株式と公社債についての課税方式を均衡化して、損益通算への拡大を検討することになってはいますが、その金融商品については個々の商品を踏まえながら、もう少し検討をさせていただいてお話をさせていただきたい。

ただ、ここにありますように、繰越控除も両方とも 3 年になっていますので、だんだん統一化しながら少し投資しやすい形になってきていることを御理解いただきたいと思います。

それから、今、お話がありました ISA のことです。次のページを御覧いただきますと、これは、先ほど前川副大臣が大体お話をされたとおりです。

現在は 3 年ということでスキームが作られております。これは、左側にありますが、非課税対象は数字がちょっと違う形なのですが、金融庁の今の御要望というのは、これに全体で言うと、公社債投資の追加とか、それから未使用枠を増やすとか恒久化、これがポイントですが、非課税期間を長くするとか、いろんなことが入っています。

こうした要望の検討については、やはり成長マネーの供給拡大、幅広い家計に資産形成の機会を提供するという趣旨に合致していると思っています。ただ、技術的、実務的な問題については、少し詰めさせていただかなければいけないと思っています。

ただ、恒久化については、問題点が幾つかあることを指摘させていただきたいと思います。

まず、5 ページを見ていただきたいのですが、租税特別措置については、その効果を検証し、税制の透明性、信頼を高めることということで、マニフェストにも書いてあるのですが、租税特別措置の見直しに関する基本方針というのがありまして、最後に下線が引いてあるのですが、政策税制措置を新設または拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果を見直し、検証可能性に留意しつつ、別添の指針を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として 3 年以下の期限を付すものとする」と書かれていて、これもおっしゃったとおりです。

もう一つは、やはり今回の ISA の 1 つの特徴というのは、これまで余り株式投資をしたことがなかった方が、是非とも少額でもいいですから、株式投資をしていただいて、いわゆる資産形成をしていただきたいということなので、これを最初から恒久化するのがいいのか、トライアルをまず見てからやるのがいいのかというのは議論があるのかなと思っています。

ただ、おっしゃるように、では証券会社がこれを受け入れたときに、システム投資をわっとやらなければいけないと、システム投資をやって 3 年で元が取れるのかというと、これもまた別の意味で問題があるだろうと。

したがって、今の租税特別措置に関する考え方、それから、これまでの ISA の議論について、今の時点で恒久化をすぐに答えを出すのは非常に難しいと思いますが、どういう形であれば、本来の目的が達成できるのかについては、もう少し議論を進めていくべきではないのかなと思っているというのが、今の我々の考え方です。

以上です。

○大久保財務副大臣

以上、前川副大臣及び網屋政務官から激しいやりとりがありました。この点に関して、御意見がある方、挙手をお願いします。

近藤副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

まず、私どもとしては、金融所得一体課税について一言申し上げたいと思います。

大久保副大臣、網屋政務官とともに成長ファイナンス戦略、また、市場改革について議論を重ねてきたわけですが、説明するまでもなく、商品市場、そして金融市場を活性化するということが非常に重要であり、税制面において投資家の利便性を向上するという観点から一体課税は極めて重要なポイントだと思います。

このため、経済産業省としては農林水産省、金融庁とともに株式等々、商品デリバティブ取引を含む損益通算を可能とすべきという税制改正要望を行っています。

先の通常国会で念願でございました、証券金融等商品を一体化として取り扱う総合取引所を実現する金融商品取引法の改正が行われたところですが、正にここに魂を入れるという意味において、間を置くことなく、税制面における対策も講じる必要があります。

先ほど網屋政務官から、ちょっとさらっとおっしゃったので、一つ一つの個々の商品ごとに検証しなければいかぬと、こういう御発言がありました。実際に、例えば商品取引を行っている投資家、株式を行っている投資家ともに商品取引と株式等を損益通算するニーズが非常に高いというのは御案内のとおりかと思えます。

また、日本では認められていませんが、アメリカやイギリス、ドイツ、フランス、先進国においては先物取引、金融商品とも株式、現物との損益通算が可能となっているわけで、これは世界標準です。

株式とデリバティブの損益通算は当然のことながら、損益通算範囲の拡大を積み重ねることで、金融所得課税の一体化を実現し、先進国並みの市場、すなわち我が国の市場をアジアの金融センターとしてきちんと位置付けるためにも、やや慎重な言いぶりかなと、私は、網屋政務官だから前向きかなと思ったのですが、財務省のお立場で、そういう一つ一つという御発言でしたが、やはりここは先ほど公正、中立、簡素という御発言がありました。正に中立であり、金融商品間の差異があっては良くないということですので、是非御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

では、先に、前川副大臣の手が挙がっていました。今後、政務折衝もありますので、簡潔にお願いします。

○前川内閣府副大臣

簡潔に1点だけ申し上げます。網屋政務官自らも御指摘いただきましたが、ISAに関してですが、やはり3年間と最初からお尻が決まっていれば、巨額のシステム投資を証券会社等が行うのかと、その結果として、このISAが利用されないのではないかと、この点がありますので、是非期間について御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

他にありますか、とりあえず、意見だけ聞きまして、最後は網屋政務官に、では石津政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

金融証券税制につきましては、国と地方が一体となって対応すべきものだろうと考えており、特に日本版ISAの恒久化要望につきましては、先ほど網屋政務官からお話があったとおりで、いわゆる政策税制措置については、その効果や必要性について期限を区切って、まず検証する必要があると考えています。

そして、個人住民税等々については、政策的な減税は行わないということが原則であり、このような観点からも、日本版ISAの恒久化については、慎重な対応をすべきではないかと考えています。

以上です。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

私も、そもそもこの問題が、ISAを入れるときの経過がありますので、やはり租特というのは、原則的には大体2年から3年ということで、当時の金融担当副大臣との間で、やはりこれはトライアルとして、租税の特別の措置をするわけですね。私は、地方に番号制度とか、様々な説明に行ったときに必ず出てくるのが証券税制の不公平と

いうことで、これは必ず20%に戻しますと言っているのですが、そういう意味で租特は、確か2年若しくは3年間の特別措置というのが大体原則的に多いのです。確か道路特定財源のときは5年に1回の見直しではなかったかなと思います。

そういう意味でも、今回初めて入れるわけだから、やはり一回3年なら3年ということでトライアルをしてみるとというのが、本当にこれが効果があるのか、あるいは目的は、いわゆる証券投資を通じて、これが企業の資金調達を非常に機能して設備投資の拡大や日本経済が活性化するというところに役立つのか、今企業部門は、資金が潤沢にあって、それを内部に留保する企業がかなり広がってきて、本当にこういう特別措置を進めたことが証券投資を活性化させるのかなと。

やはり、今まで見ていると、証券投資をしても儲からない、あるいは投資信託へ出しても手数料ばかり取られてどうにもならない、赤字になってしまったということが多いわけですね。それだけに一回効果をよく見定めて、肝心なことは日本企業がしっかりと成長していけるような状況を作らなければいけないので、このところは、まず、トライアルでやられてみてはどうかと。その年限とかいろいろなことについては、今後さらに協議していく必要があるでしょうけれども、私はそういうふうに考えています。

○大久保財務副大臣

それでは、網屋政務官、まとめを。

○網屋財務大臣政務官

損益通算のところなのですが、流れとしては、実は近藤副大臣がおっしゃるとおりだと思っています。ただ、現実的に、例えば総合取引所をやる、口座の一元化をやる、税制の一元化をやる、場合によっては担保の共有化、そういうのもいろいろあるのですが、例えばデリバティブなんかについては、なぜ個々のと言ったかということ、いわゆるデリバティブを使った租税回避というのが、正直言いますと、実は結構いろんなところでおこっているのです。例えば、年度またいで、こっちで売りを入れて、買いを入れてとか、そういうことが結構たくさん、たくさんと言っただけではないけれども、やろうと思えばできないこともないことが現状ではたくさんあります。

ですから、そういったことを踏まえて方向性を否定しているわけではなくて、現段階でこういうことを、こういうリスクはないのかということの一つ一つ商品ごとに考えながら、まず、現物の株式と公社債については通算をしていきましょうねと、これは1つのニーズとして挙がる。ただ、デリバティブについては、そういったものを少し議論して、現物だったら逃げようがないのですが、デリバティブは非常に複雑なところで、そういうのを作れば作ったで、またそれを回避するようなことが出てくるのですが、そういったものを防止するためにどうするかという議論をもうちょっと詰めるべきではないかというのが趣旨です。

ですから、トレンドを否定するわけでは全くないということをお理解いただきたい

と思います。

そして、さっき言いましたように、1つは店頭の部分とか、損失の3年間のを全部するとか、これは今年からまだ始まったばかりなので、始まってまだ1回も申告していないのに、もう次のに変わるのかと、これもちょっと抵抗があるのかなということも踏まえて御理解をいただきたいと思っています。

それから、前川副大臣の今のISAのことですが、これも実は、今、峰崎参与からもありましたが、3年というのは、はっきり申し上げて、おっしゃるとおり昔のセールスマンが、どうですかという時代と違って、もうシステムですから、その投資を本当に回収できるかというのは、確かに議論があるところですので、そこはもう少し、いろんな例外規定を作る中で議論もさせていただく。

ただ、いきなり恒久化と言われると、それはまたちょっと違うのではなかろうかというのが趣旨ですので、全くそれを否定しているわけではない。

おっしゃるとおり、株式というのは、いろんな方にも定着して、さっきもうからないという話がありましたが、それは逆で、買う人がいないからもうからないので、買う人がたくさん増えれば、相場というのはいくらでもわかるわけですから、できるだけそういうことを理解していただくということも大事だと思っていますので、それは、最終的には株式が上がっていくというのは、企業の業績とかいろいろなものがありますので、できるだけそういうことを御理解していただくための1つの筋道をまず作れというような理解で、今後の議論をさせていただければと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

今日は金曜日の夕方ということもありまして、できましたら、次の事業承継税制に行きたいと思っています。

1点だけ確認しておきたいのは、この項目に関しては、24年度中に検討を行うと、税制抜本改革法の7条に規定されています。また、海江田筆頭副会長から指摘がありましたように、政府税調として検討を急いでほしいということがありましたので、時間を切ってしっかりとやっていきたいと思っています。

それでは、次にいきたいと思っています。

続きまして、事業承継税制について議論をしたいと思っています。

改めて経済産業省の考え方を御説明していただきたいと思っていますので、近藤副大臣から御説明をお願いしたいと思っています。

○近藤経済産業副大臣

ありがとうございます。事業承継税制の見直しについて1枚おめくりをいただければと思います。

まず、中小企業の事業環境を取り巻く環境ですが、左のグラフを御覧いただければと思いますが、中小企業の経営者の平均年齢があります。急ピッチで上昇をしております。

ますが、中小企業は約 60 歳に達している。特に小規模企業ほど年齢が上昇しているのがお分かりいただけたと思います。

他方、真ん中のグラフですが、この 20 年間で中小企業全体で 65 万社減っているという状況であります。

同時に、こうした状況に鑑みて事業承継税制を導入したわけではありますが、利用実績は残念ながら 4 年間でわずか 549 件、税務署は大体 500 を超える税務署がございいますが、1 税務署わずか 1 件という大変寂しい結果になっています。

2 ページ目を御覧いただければと思いますが、事業承継税制に関する中小企業者の方々からの要望であります。商工会議所など関係者は、この事業承継の支障となる相続税の課税強化には非常に慎重な立場であるわけですが、全体としてこの相続税の見直しが進む中で、とりわけ、であるならば、この承継税制について抜本的な見直しを要望しております。

また、我々は本年 3 月から 6 月にかけて「“ちいさな企業” 未来会議」、全国で三十数カ所、延べ 4,000 人の小規模、中小企業の方々の現場の声を聞いてきました。

その中でも、やはり使い勝手が悪いので抜本的に見直してほしいという声が多数を占めました。

是非、この声に真摯に耳を傾けて、相続税全体の見直しの中でするならば、この承継税制を使い勝手のよい制度に変えることが極めて重要です。

具体的に申し上げたいと思います。4 ページ目を御覧いただければと思います。

基本的に、左の方に主要国の同類の税制、グラフがありますが、非常に我が国の税制は、適用要件が群を抜いて厳しいというのがお分かりいただけたと思います。基本的な視点として、少なくともドイツ並みへの見直しが必要かと思えます。

第 1 に雇用要件であります。雇用要件については、リーマンショックのような景気変動など、いかんともしがたい外的要因がある中で、現行制度では要件未達成のときのペナルティーが非常に大きいわけです。

5 年間で 8 割の雇用義務、少しでも外れたらなしと、こういう状況ですが、少なくとも 5 年平均で評価するとともに、未達成時は、その要件を下回った部分だけ納税するといったことに変更していただきたいということです。

次に免除までの期間ですが、現行制度では、後継者が死ぬまで納税猶予を免除されないということですが、後継者が存命中に廃業した場合には、倒産しない限り納税猶予税額に利子税を加算されて一括納付を全額求められます。これでは制度は使われません。5 年間の雇用要件義務を経過すれば、納税を免除する仕組みに見直すべきです。

次に、役員退任要件です。金融機関や取引先に対する信用の維持は、経営継承の大きな課題ですが、現行の贈与税の納税猶予制度では、先代経営者は株式の贈与と同時に完全引退を求められます。しかし、実際の金融の現場では、先代経営者の協力は、ある意味で継承のために非常に大事なポイントでもあります。代表権は持たなくても、

先代経営者が有給役員を継続できるよう見直しをしていただきたいということです。

次に、第4に親族外の継承です。親族内に後継者がいない中小企業も多くあります。事業や雇用を守るためには、従業員に、いわゆる番頭さんに親族外への継承も視野に入れた対応が当然求められるわけですが、そのことが大事です。

親族外の後継者への贈与、低額の贈与を含む納税猶予を対象とすべきと、このように考えております。

次に、5ページ目を御覧いただければと思います。

小規模企業にとって経営承継円滑化法に基づく認定手続や税務署などへの継続的な報告、これは非常に事務負担が大きいわけです。事業実態が個人事業主並み、いわゆる20人以下の小規模事業については、個人事業主に認められている特例措置と同等の事業用土地の減額特例を設けて負担を軽減すべきと考えます。

また、会社の事業資金借入れのために、経営者個人の不動産を担保に差し出している中小企業の経営者も実際には多いわけです。会社の事業資金の担保に供されている不動産も納税猶予の対象とすべきと考えます。

以上ですが、相続増税、また、消費増税と、これを踏まえて大変中小企業の方々には自社の事業承継に大きな不安を抱えています。このままでは廃業がますます増えるという声も懸念されますが、次世代を担う経営者が、先代が築き上げた信用や知恵、事業を円滑に継承できるように、未来につなげられるように、この税制を抜本的に、この25年度の改正で実現すべきと考えます。

以上です。

○大久保財務副大臣

それでは、次に税制当局の考え方を網屋政務官にお願いしたいと思います。

○網屋財務大臣政務官

ありがとうございます。今、お手元に「事業承継税制について」という資料を準備させていただきました。

事業承継税制の趣旨というものが、最初に「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ」で書いてあります。

中小企業については、少数の同族関係者で株式をどんどん持っていることが多くて、その継承に関しては、基本は、まず株式の分散を防ぐこと、そして、それによって円滑な事業継続を行うと、これが最終的に雇用の確保につながると、こういう考え方に基づいておまして、中小企業経営承継円滑化法にもそういうような書き方になっていると思っております。

資料1ページの概要ですが、一番左のところから見ると、まず経済産業大臣の確認、認定を受ける必要があると。その際の後継者が先代経営者の親族であるというのが必要であると。

これは制度を導入したときに、その時点では確かに親族外への継承が少数であった

と、かつ、普通は親族外に出すときには有償でやっていたという背景があったものと理解しています。

注2にあります。役員退任要件は贈与税の納税猶予の場合というふうに、これは同じことなのですが、ここは議論を非常にしないといけない、いわゆる院政を敷いて、実質上は退任していないのに、退任したふりをして子供にやってしまうという状況はないのかと、それは継承した、でも何でもやるときに、親父のOKがないと何もできないよというのを、本当に継承と呼ぶのかと、こういう議論があったというふうに理解しています。

もう一つは、事業の継続というのは当然ですが、これは最終的には雇用の確保というところで5年間の8割と、これは厳しいのではないかというお話もありましたが、この5年間の8割が厳しい、厳しくないという前に、これもまたいろいろ議論をしますが、まず、今回の事業承継のポイントというのは、雇用確保を図るのだということが一番根本にあるということ、まず共通の認識としたいと思っています。

それで、今、相続した株式の保有をずっとしなければいけないではないかと、途中で売ってもいいのではないかと、ドイツはこうなっているという話がありましたが、5年過ぎても基本的には、中小企業は安定的に事業経営を継続している、その必要性は高いわけで、これも議論が必要ですが、5年たったから第三者に売ってしまえと、そうしたらもういいよというのが本当にいいのかどうか。そもそもドイツで作られた制度というのは、こういう雇用確保ということがもともとの趣旨であったのかどうか、そういった趣旨とは必ずしも合っていないのではないかと。

例えば、農地の相続税の納税猶予、これも同じような制度になっているということもあります。

ちょっと時間もないのでさっさと行きますが、2ページ目を御覧いただきますと、ここには抜本改革法の第7条第4号、この下線部分のところですが、その活用を促進するための方策や課税への一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講じられる措置に併せて見直しを行うということで、この条文に基づいて25年度の改正については、現行の事業承継税制をどうやってもっと活用してもらうのかと、これはそのとおりです。

それから、課税の一層の適正化と、この2つをバランスよく考えていくということになるかと思えます。

①の現行の事業承継税制の活用については、ハードとソフトの両面があると思っています。ハード面については、現行要件の見直しに関する要望にありましたように、雇用の確保と事業の安定的継続の制度の本来の趣旨を踏まえながらも、今の御要望については、是非を検討させていただきたいと思っています。

ただ、ソフト面については、実は法人会が出したアンケートがあります。その中でちょっと出てくるのですが、やはりもう一つやらなければいけないのは、今の制度の

周知徹底がちょっと不十分ではないのかということを感じるところがありますので、これもちょうと御説明します。

4 ページからですが、全国法人会のものですが、事業承継税制に関する部分を掲載しています。1 万件くらいの回答をもらったところですが、最初に事業承継税制の対応としての質問ですが、これについては、要件が厳しく利用が難しいというのが2割くらいありますが、制度の内容がよく分からないというのが4割くらいありました。

5 ページ目をちょっと見ていただくと、現行の事業承継税制についてどの点を見直すべきかということで、優先順位の高い事項を2つどれがありますかと言うと、雇用の8割以上を5年間する雇用確保要件の見直し、もちろんこれもあります。

経済産業大臣の認定等の煩雑な手続が必要だから嫌だということが一番の問題になっていると、こういう結果もありまして、財務省主税局では、今年の夏に全国法人会連合会に御協力いただいて、いろんな方とお会いさせていただいて意見交換しましたが、もちろん確かに要件の見直しについての御意見はございました。ただ、一番多いのは制度の概要がよく分からないとか、必要書類が多くて記載の仕方が分からないとか、そういう部分がありました。

これは、お互い我々も一緒になって、この広報を努めて、使い勝手のいい形にしていかなければいけないということでは、実は同じ方向だと思っています。

現実、どれくらいのところが使っているか、さっき言われたとおりですが、事業承継税制の適用を受けるには、事前に事業承継の計画、取組について経済産業大臣の認識を得ると言うところと言うと、平成23年度が860件、23年度末で2,800件ということで、だんだん増えてきているところでもあります。

したがいまして、今、近藤副大臣からお話になられたもので、やはり使い勝手の悪いものについては、今後も少し御相談をさせていただいて検討していきたいと。

もう一つは、それと同時に、これを広める努力を政府全体でやっていくことが必要ではないかというのが、我々当局としての今の意見でございます。

○大久保財務副大臣

では、両名に対する御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

では、近藤副大臣。

○近藤経済産業副大臣

基本的に財務省、網屋政務官と見直した方がいいという方向感は一貫かなと、こういう思いですが、御指摘のあった点で幾つか申し上げたいと思うのですが、具体的にはこれから、それぞれ個別折衝かと思いますが、大事な点で、ドイツで少なくともこの制度が相続税逃れに悪用されているというケースは、少なくとも我々の範囲内では聞いたことがないということです。

あと、農業が20年だからうんぬんということでしたが、農業と、一年一作が基本的な農業の制度と、変化がすごく変わる中小企業とはちょっと違うなということはこの

場で申し上げたいと思います。

また、最後の方の指摘のあった、知らないと、制度の内容がよく分からないという方がこれだけいるということでした。もちろん、我々としては周知徹底していきたいと思うのですが、これはよく我々も世論調査とか、いろいろ問いによって答えが変わってくる。要するに制度を知っているということと、よく知っている、よく分からないという答えは全然違いまして、例えば相続税を知っていますかと問われたら、それは知っている、では相続税の制度はよく内容が分かっていますかと、それはよく分からないと、よく分からないという答えの方が多いわけです。ですから、ほとんど実際には、その辺は問いによって変わるかなということは、あえて申し上げたいと思いますし、先日申し上げたとおり、これも財務省所管の法人会のアンケートによれば、知っているという人が6割を超えています。制度は知っている、でもよく分からないと、こういうことかなというのが実態です。

いずれにしろ一生懸命我々も、一体周知徹底しているのかと、中小企業庁なり、相当なパンフレットを作っているのですが、ただ、これがまだまだ弱いということであれば頑張りたいと思います。

もう一つ、経済産業省の手続が煩雑だと、これも精一杯努力をしていきたいと思います。ただ、1つ御理解いただきたいのは、経済産業局は全国で9カ所です。この9カ所ということを考えますと、いろいろ伺うと、税務署でワンストップで受けていただければ、これはいいなという声もあります。そういう意味では、政府内で協力をして、正に9カ所の経済産業局ということではなかなか力不足です。500カ所を超える税務当局が、もし御協力をいただけるのであれば、これはこれで有り難いなと、政府一体となつての取組もあるのかなという感想を持ちました。

以上です。

○大久保財務副大臣

では、網屋政務官お願いします。

○網屋財務大臣政務官

おっしゃるとおりで、この制度はやはり使いやすく、使ってもらおうということが非常に大事なことだと思っています。抜本改革法の7条でありましたように、雇用の確保と地域経済の活力維持というのは、これは目的ですので、この趣旨に照らして、どういう見直しが可能かということをし少し財務省と経済産業省で項目ごとに優先順位をつけて、まず、どういうことをやらなければいけないかということをしちょっと議論させていただければと思います。

○大久保財務副大臣

峰崎先生、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

雇用要件の義務期間を5年経過すれば納税を免除するという形になってしまうと、

どうしてもインセンティブとして、先ほど来、雇用をきちんと維持していくという目的が、ある意味では5年間さえある程度我慢すれば、そこから先はないのだというふうになってしまうと、やはり本来の趣旨がなかなか広がっていかない可能性があるのです、そこはある程度、おっしゃっていることはよく分かるのですが、そこは課税当局とよく相談していただいたらいいのではないかと、私は思います。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。では、よろしいですか。

こちらに関しても、今後、政務折衝の中で取上げ、精力的に検討を進めていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

これに関して1点だけ補足しますが、先ほど海江田筆頭副会長から、税制抜本改革法において、相続税・贈与税とセットで見直すとされており、政府税調における検討を急いでほしいという旨がありましたので、しっかりと遵守していきたいと思っております。

よろしいですか。それでは、本日の議論は終了しましたので、これをもちまして本日の会議は終了したいと思います。

ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。